

令和2年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年1月14日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 3 号 小金井市公民館運営審議会委員の委嘱に関する代理処理について
第3	議 案 第 1 号 教科書の採択方法に関する請願書
第4	議案第15号小金井市教育委員会の教育目標についての訂正
第5	令 和 元 年 議案第15号 小金井市教育委員会の教育目標について
第6	議 案 第 2 号 小金井市教育委員会の基本方針及び令和2年度教育施策について
第7	報 告 事 項 1 東京2020オリンピック聖火リレーについて
	2 その他
	3 今後の日程
第8	代 処 第 1 号 職員の分限処分に関する代理処理について
第9	代 処 第 2 号 職員の分限処分に関する代理処理について

代処第3号

小金井市公民館運営審議会委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は第35期小金井市公民館運営審議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和2年1月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

代理処理書

小金井市公民館条例（昭和43条例第15号）第16条に規定する公民館運営審議会委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

令和元年12月27日

小金井市教育委員会  
教育長 大熊雅士

記

- 1 被委嘱者氏名  
新井 浩子
- 2 任期  
令和元年12月27日から令和3年9月8日まで

小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿（第35期）

任期 自：令和元年12月27日

至：令和3年9月8日

氏名	所属団体	委員歴	摘要
あらい ひろこ 新井 浩子	早稲田大学	新規	学識経験者

議案第1号

教科書の採択方法に関する請願書

令和元年12月25日受付の請願書のとおり付託する。

令和2年1月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

※ 請願又は陳情する場合は、必ず記入してください。  
教育委員会事務局で請願書(陳情書)を処理するために必要な事項です。

## 教科書の採択方法

に関する請願書・陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

2019年12月25日

請願又は陳情代表者(提出した文書の公開について承諾します。)

住所	小金井市東町 2-1-10
氏名	可知 めぐみ ほか 55人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
連絡先	■■■■ - ■■■■ - ■■■■

発言を申し出ます(発言記録の公開について承諾)。

発言者

住所	小金井市東町 2-1-10
氏名	可知 めぐみ
連絡先	■■■■ - ■■■■ - ■■■■

(宛先) 小金井市教育委員会



## 教科書の採択方法に関する請願書

日頃より、小金井市の子どもたちのためにご尽力いただき、御礼申し上げます。

私たちはかねてより、「教科書の採択には、子どもたちの教育に直接携わり、子どもの実態をいちばんよく知っている先生方の意向を尊重してほしい」と要望してきました。子どもたちと日常接している先生方が最適とする教科書を選ぶことは、誰もが納得できると考えるからです。こうした見地から教科書採択が行われる年には、毎回、教育委員会宛に要望書を出し、教科書採択の方法について要望をしてきました。その結果、教科書展示の方法や市民アンケートなどについては改善をしていただき、感謝しております。一方、最も重要な点については、要望書を出しても改善されそうにありませんので、教育委員会で審議していただきたく請願をいたします。

### 記

#### 1 教科書の選定調査資料を、先生方の研究結果を反映できるものにしてください。

小金井市の選定調査委員会が出す報告を読むと、各社の教科書についてほぼ「よい点」だけが同じ量で書かれていて、先生方がどの会社の教科書をよいと判断し、どの会社の教科書はよくない点があると判断しているのかがわかりません。以前には、各教科について先生方の判断を明らかにする書き方ができたと聞いております。

他市の調査研究報告書では、問題点がある場合はそれをはっきり書き、最終的に「非常に適当である」「適当である」「適当には至らない」の3段階の評価をしています。各学校の先生方の教科書研究を経た結果がよくわかる資料であり、教育委員が教科書を選ぶ際にとっても役立つ資料だと考えます。

#### 2 教科書を採択する教育委員会の場に、選定調査委員長（正・副）のほかにも、各教科の調査研究委員会の責任者を出席させ、その報告・説明を聞いてください。

教科書採択をするときの教育委員会を毎回傍聴してきましたが、選定調査委員長の報告や質問への回答が形式的な内容になっていることが多いと思います。その点、実際に教科書研究をした各教科の責任者であれば、もっと研究内容を反映させた説明や回答ができると思います。特に中学校の場合、教科の専門性が高いため、専門以外の先生が答えることには無理があると考えます。小金井市でも約20年前の教科書採択の際は、各教科の調査研究委員長が説明・回答し、充実した議論がされました。また、教科の調査研究委員長が説明・回答する自治体が現在もあると聞いています。

#### 3 教科書採択のときの教育委員会の傍聴席で、選定調査資料と市民アンケートを見られるようにしてください。

教科書採択が行われる教育委員会のとき、傍聴者には科目ごとの会社名が書かれた紙1枚が渡されるだけです。しかし、これでは教育委員の議論がよくわかりません。10年くらい前までは、傍聴席に選定調査資料が何部か置かれて、それを見ると議論の中身がよくわかりました。他市では、傍聴者全員に選定調査資料と市民アンケートが配布され、問題は起きていないそうです。

以上

2019年 12月 25日

請願者

「教育ってなんだろう？」こがねい連絡会

代表 可知 (かち) めぐみ

〒184-0011 小金井市東町2-1-10

連絡先 [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]



議案第15号小金井市教育委員会の教育目標についての訂正

議案第15号小金井市教育委員会の教育目標についてを別紙のように訂正する。

令和2年1月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

議案第15号小金井市教育委員会の教育目標についてを訂正するため、本案を提出するものであります。

別紙

議案第15号小金井市教育委員会の教育目標について 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
本文第1段落中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域社会の一員として、社会貢献できる人</u></li> <li>○ <u>自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人</u></li> <li>○ <u>地域社会の一員として、社会貢献できる人</u></li> </ul>
本文第2段落中	○ <u>学びの場、多様な交流の場の創出</u>	○ <u>学び合いの場、多様な交流の場の創出</u>

### 小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願う

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が活かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

議案第2号

小金井市教育委員会の基本方針及び令和2年度教育施策について

小金井市教育委員会の基本方針及び令和2年度教育施策を別紙のように定める。

令和2年1月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

小金井市教育委員会の基本方針及び令和2年度教育施策を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

## 令和2年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第2次明日の小金井教育プラン」、「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

### 1 知育・徳育・体育の推進

#### (1) 学力の向上

##### ア 教員の授業力向上

- (ア) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。
- (イ) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を市内教員間で共有する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。
- (エ) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する成長を感じられる校内研究・研修の充実を図る。

##### イ 外国語活動・外国語科授業の充実

- (ア) ALT（外国語指導助手）の効果的な活用により、英語によるコミュニケーション活動の充実を図る。
- (イ) 小学校と中学校の接続を見通した連携を推進する。

##### ウ 学校における個別学習支援の充実

- (ア) 学生ボランティア、インターンシップ、教職大学院等、地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。
- (イ) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。

##### エ 家庭学習の充実

- (ア) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。
- (イ) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成

し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

#### オ 情報教育の充実・教育の情報化

- (7) 家庭・地域との連携の下、ICT機器の正しい使い方やインターネットやSNS等の利用に関するモラルやマナーを身に付けるための情報モラル教育の充実を図る。
- (8) 授業において、効果的にICT機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。
- (9) 小学校プログラミング教育を推進し、論理的思考の育成やプログラミング体験の充実を図る。

### (2) 心の教育

#### ア 人権教育の充実

- (7) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (8) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (9) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (10) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

#### イ 豊かな心の育成

- (7) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にす等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (8) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考え議論する道徳」の実現を目指した道徳科の充実を図る。
- (9) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (10) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意

義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。

- (4) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成する。

#### ウ 教育相談の充実

- (7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、不登校支援員の派遣等、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。
- (4) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (6) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (4) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

#### エ 社会貢献精神の育成

- (7) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実努める。
- (4) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、キャリアパスポート等を活用し、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

#### オ ふるさと教育の推進

- (7) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推



進する。

- (4) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

### (3) 健康教育

#### ア 食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立を充実させる。

#### イ 児童・生徒の体力向上

- (7) 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。
- (8) 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析をもとに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。
- (9) 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。

### (4) 福祉教育「心のバリアフリー」事業の推進

ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。

イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。

ウ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」及び「障害の社会モデル」の理解推進に努める。

### (5) 特別支援教育の充実

ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。

イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。

ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。

エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実さ

せる。

オ 特別な支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

## 2 教育環境の整備

### (1) 学校地域連携の推進

ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進することで各校の教育力の向上を図る。

イ 小金井市公立学校運営連絡会及び学校運営協議会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、社会に開かれた教育課程の推進に努める。

ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。

エ 全校で地域や近隣の大学、研究所、高度教育機関等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。

オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。

### (2) ICT環境の整備

児童・生徒用情報端末の台数・機器を更新し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、新学習指導要領の実施に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

### (3) 学校施設整備等の推進

ア 学校教育の質的向上を図るため、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。

イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

## 3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

### (1) 生涯学習の推進

ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。

イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して

地域全体で教育力を高める活動を推進する。

ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、NPO等市民団体と連携して生涯学習施策を推進する。

エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。

オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

## (2) 青少年教育の推進

ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。

イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一体となって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。

ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

## (3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。

イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

## (4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。

イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。

エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、

協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

- ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。
- イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。
- ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。
- エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。
- オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努める。
- カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。
- キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画を策定する。

(6) 図書館の充実

- ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。
- イ 「小金井市立図書館運営方針」に基づき、図書館施策を推進する。
- ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努めるとともに、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」の策定作業を進める。
- エ 図書館の利便性向上のため、電子図書 of 導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。

(7) 社会教育施設の整備

- ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備等を推進する。
- イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。
- ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。
- エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育施策 新旧対照表

令和2年度	平成31年度	備考
<p style="text-align: center;"><u>令和2年度教育施策</u></p> <p>省略</p> <p>1 知育・徳育・体育の推進</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>ア 教員の授業力向上</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(イ) <u>学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する成長を感じられる校内研究・研修の充実を図る。</u></p> <p>イ <u>外国語活動・外国語科授業の充実</u></p> <p>(7) <u>ALT（外国語指導助手）の効果的な活用により、英語によるコミュニケーション活動の充実を図る。</u></p> <p>(8) <u>小学校と中学校の接続を見通した連携を推進する。</u></p> <p>ウ 学校における個別学習支援の充実</p> <p>(7) <u>学生ボランティア、インターンシップ、教職大学院等、地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>エ 家庭学習の充実</p> <p>省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成31年度教育施策</u></p> <p>省略</p> <p>1 知育・徳育・体育の推進</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>ア 教員の授業力向上</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(イ) <u>学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する研修の充実を図る。</u></p> <p>イ 学校における個別学習支援の充実</p> <p>(7) <u>学生ボランティアや地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>ウ 家庭学習の充実</p> <p>省略</p>	<p>イを追加</p> <p>以下順次項 番繰り下げ</p>

オ 情報教育の充実・教育の情報化

(7)、(i) 省略

(9) 小学校プログラミング教育を推進し、論理的思考の育成やプログラミング体験の充実を図る。

(2) 心の教育

ア 省略

イ 豊かな心の育成

(7) 省略

(i) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考え議論する道徳」の実現を目指した道徳科の充実を図る。

(9)～(ii) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、不登校支援員の派遣等、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。

(i)～(ii) 省略

エ 社会貢献精神の育成

(7) 省略

(i) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、キャリアパスポート等を活用し、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ 省略

(3) 省略

(4) 福祉教育「心のバリアフリー」事業の推進

ア、イ 省略

エ 情報教育の充実・教育の情報化

(7)、(i) 省略

(9) 論理的思考育成に向けた、プログラミング教育の推進を図る。

(2) 心の教育

ア 省略

イ 豊かな心の育成

(7) 省略

(i) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指した「特別の教科 道徳」の充実を図る。

(9)～(ii) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。

(i)～(ii) 省略

エ 社会貢献精神の育成

(7) 省略

(i) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ 省略

(3) 省略

(4) 福祉教育心のバリアフリー事業の推進

ア、イ 省略

ウを追加

ウ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」及び「障害の社会モデル」の理解推進に努める。

(5) 特別支援教育の充実

ア～エ 省略

オ 特別な支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 学校地域連携の推進

ア 省略

イ 小金井市公立学校運営連絡会及び学校運営協議会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、社会に開かれた教育課程の推進に努める。

ウ～オ 省略

(2)～(3) 省略

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1)～(4) 省略

(5) 公民館の充実

ア～カ 省略

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画を策定する。

(6) 図書館の充実

ア 省略

イ 「小金井市立図書館運営方針」に基づき、図書館施策を推進する。

(5) 特別支援教育の充実

ア～エ 省略

オ 特別な支援を必要とする子供のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 学校地域連携の推進

ア 省略

イ 小金井市公立学校運営連絡会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、開かれた学校づくりを一層推進する。

ウ～オ 省略

(2)～(3) 省略

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1)～(4) 省略

(5) 公民館の充実

ア～カ 省略

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定を進める。

(6) 図書館の充実

ア 省略

イ 「小金井市立図書館運営方針 (改訂版)」に基づき、図書館施策を推進する。

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努めるとともに、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」の策定作業を進める。

エ 図書館の利便性向上のため、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。

(7) 省略

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努める。

エ 図書館の利便性向上のため、利用者用インターネット端末の拡充、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。

(7) 省略



東京2020オリンピック聖火リレーについて

1 聖火リレー実施期間

(1) 全国及び東京都

東京2020オリンピック聖火リレーは、令和2年3月26日に福島県・ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジをスタートした後、121日間をかけて日本全国47都道府県を巡る。

東京都は、令和2年7月10日にスタートし、都内全区市町村を巡り、令和2年7月24日に都庁でゴールする。

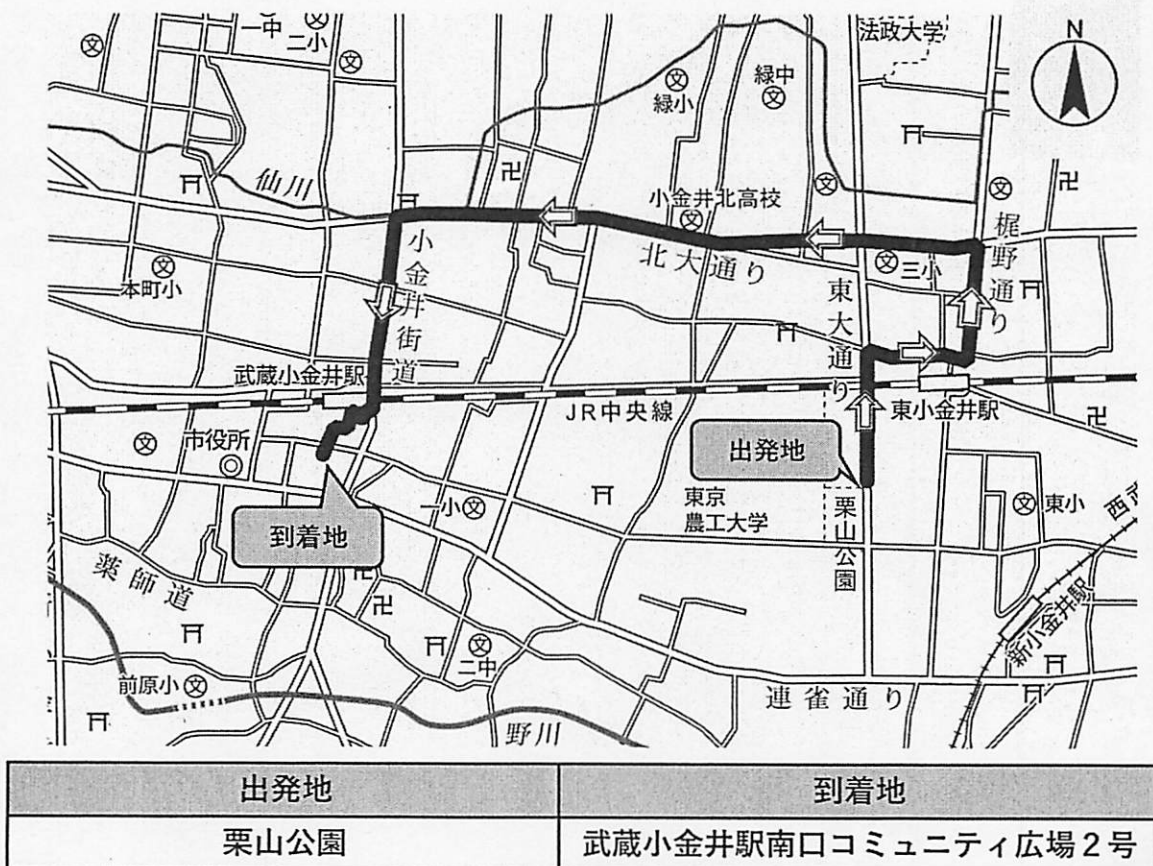
(2) 小金井市実施日

令和2年7月15日(水) ※時間帯は未定であるが、午後を想定

(3) 通過の順番

清瀬市⇒東久留米市⇒西東京市⇒小金井市⇒府中市

2 市内走行ルート



### 3 ミニセレブレーション

(1) 日時

令和2年7月15日(水)

聖火リレー到着後からおおむね30分程度実施

(2) 場所

武蔵小金井駅南口コミュニティ広場2号

(3) 内容

ア 聖火ルート区間内の自由なタイミングで行われるセレモニーであり、本市は聖火リレー到着地で実施する。

イ 自由企画により、特色ある盛り上げを図る「ウェルカムプログラム」と聖火ランナー入場、挨拶及びフォトセッションなど簡易な内容の「中継地セレモニー」で構成する。

教育委員会の今後の日程

令和2年1月14日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
令和元年度 市町村教育委員研究協議会 (第3回・第4回)	1月16日(木) 2月21日(金) 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室	福元委員 浅野委員
令和元年度 東京都市町村教育委員会連合会 研修会	2月7日(金) 午後2時00分	東京自治会館	大熊教育長 福元委員 浅野委員
令和2年 第2回教育委員会定例会	2月17日(月) 午後1時30分	801会議室	全委員
中学校卒業式	3月19日(木)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月25日(水)	各小学校	全委員
令和元年度 第2回総合教育会議	3月26日(木) 午後1時30分	商工会館	全委員
令和2年 第3回教育委員会定例会	3月27日(金) 午後1時30分	801会議室	全委員
小学校入学式	4月6日(月)	各小学校	全委員
中学校入学式	4月7日(火)	各中学校	全委員